

令和6(2024)年度とちぎ材の家づくり支援事業費補助金 申請書作成の手引き
【栃木県 環境森林部 林業木材産業課】

令和6年4月作成

I 補助金の申請者

補助金交付の申請者は、**住宅の建築主**になります。

◆工務店様、設計事務所様へのお願い◆

申請書類には、建築基準法関係書類や木材使用量等が含まれます。

申請者と連携し、書類の作成・提供等について御協力くださいますようお願いいたします。

また、木材使用量においては、木材納材業者との連携もお願いいたします。

なお、納材業者は、①納入材が県産出材（県内で産出された材）であること、②合法木材であることを団体が管理する証明制度により証明できる方である必要がありますので、御確認をお願いいたします。

※施工内容等の確認のため、施工者に直接連絡させていただく場合があります。

◆木材納材業者様へのお願い◆

工務店や設計事務所と連携し、使用木材材積の算定に御配慮くださいますようお願いいたします。

また、**出荷証明書（県産出材証明・合法木材証明）**を提出いただきますので、準備等について御配慮をお願いいたします。

※納入材等の確認のため、納材業者の方に直接連絡させていただく場合があります。

II 申請時に提出いただく書類

提出書類	説明
1 補助金交付申請書	申請者作成
2 事業計画書（別記様式第1号）	
3 補助額加算事項計画書（別記様式第2号）	伝統工芸品等上乗せ利用の場合提出
4 誓約書（別記様式第3号）	申請者作成
5 案内図、配置図、各階平面図	既存書類のコピー
6 建築確認済証※の写し	※工事種別が「増築」となっている場合には、別途建築確認申請書第四面の写しを添付。
7 建設工事請負契約書の写し	
8 県税事務所が発行する納税証明書	窓口で証明書の発行を受けていただきます。
9 市町が発行する個人住民税の納税証明書	※写し可
10 その他必要な書類	必要に応じて提出
11 債権者登録申出書	申請者作成
12 通帳の写し	11で記入した該当口座
13 委任状（共有名義の場合のみ）	連名で申請の場合提出 ※押印が必要です

Ⅲ 記載時の留意点

1 補助金交付申請書

申請日	<p>実際に申請する日を記入してください。</p> <p>※土台着手より前に申請が必要です。</p> <p>なお、各期の採択予定日前に土台着手する方は申請期限の特例があります。「4 誓約書」を御確認ください。</p>
住所氏名・電話番号	<p>申請者（建築主）の<u>現住所</u>、氏名、電話番号等を記入してください。</p> <p><u>共有名義で取得する場合は、共有者の連名</u>で申請してください。</p> <p>（別添「共有名義の場合の申請書記載方法について」を参考にしてください。）</p> <p>なお、現地建替の場合で一時的に住所を移す際は転送手続きを必ず行ってください。各種書類は申請書の住所宛て送付します。</p>
交付申請額	<p>県産出材使用量に応じた補助額と県産石材・県産漆喰・伝統工芸品使用による加算額との合計額を記入してください。</p>

2 事業計画書

<p>建築場所</p> <p>工事種別・構造・延べ面積</p>	<p>建築確認済証に記載されている建築場所、工事種別、構造、延べ面積を転記してください。</p> <p>※店舗併用住宅の場合は「住宅」部分の面積のみ記載すること</p>
<p>③使用木材総材積 A</p> <p>④Aのうち県産出材 材積 B</p> <p>⑤Aのうち構造材 材積 C</p> <p>⑥Cのうち県産出材 材積 D</p> <p>⑦県産出材使用割合</p> <p>⑧県産出材の設計金額</p>	<p>全ての使用木材（構造材、下地材、造作材）材積の合計 A、</p> <p>使用木材総材積 A のうち栃木県産出材材積の合計 B、</p> <p>使用木材総材積 A のうち構造材材積の合計 C、</p> <p>構造材材積 C のうち栃木県産出材材積の合計 D、</p> <p>県産出材使用割合（基準：$B/A=55\%$以上及び $D/C=60\%$以上）</p> <p><u>小数点第1位としてください（小数点以下第2位を切り捨て）。</u></p> <p>B（県産出材（構造材、下地材、造作材））の設計金額（木材だけの金額）の合計金額を記載してください。（増改築の場合は、<u>県産出材使用割合の記入は不要です。</u>）</p>
<p>⑨土台着手予定日</p> <p>⑩上棟予定日</p> <p>⑪事業完了予定日</p> <p>⑫入居予定日</p>	<p>それぞれの予定日を記入してください。なお、「事業完了」は、「木工事の施工完了」の予定日となります。</p>
⑬施工者	<p>施工者の名称、所在地、電話番号、メールアドレス、担当者名を記入してください。</p> <p>※工事の種類ごとに工事を分離して発注する場合は、使用木材の工事を請け負う施工者の名称等を記入してください。</p>

	(この場合、担当者欄は分離発注を執り行う方(建築主又は設計士等)を記入してください。)
⑭納材業者(予定)	<p>使用する木材を納める木材流通業者の名称、所在地、担当者名を記入してください。</p> <p>※納材業者は、合法木材の証明と県産出材の証明が可能な登録業者であることが必要となります。</p> <p>※複数業者から納材を予定している場合はすべて記入</p>
⑮優先採択の有無	<p><u>優先採択要件に該当する方は必要事項を記入してください。</u></p> <p>※要件に該当していても、必要事項の記入がない場合、優先採択を受けられないことがあります。</p> <p>※異なる市町に近居(5km以内)に係る優先採択を希望される方は各世代の住所がわかる位置図を提出してください。</p> <p>※実績報告書提出時に優先採択要件に満たなくなってしまった場合は、交付決定を取り消すことがあります。</p>

※材積の算定に係る注意事項

- ・下地材及び耐力面材として使用する「合板・木質ボード(例OSBなど)」は、外装材(壁・屋根)、内装材(床・壁)を問わず、全て計上。ただし、非木質系の材は含めないこととします。
- ・造作材(床、壁、天井、内法材、枠材、建具材、階段など)として使用する既製の「新建材及び非木質系の仕上げ材」は、本事業で定義した「使用木材」には含めないこととします。
「無垢材、集成材など」を改めて加工し、造作材として使用する場合は、含めることができることとします。
- ・栃木県産木材を100%使用した木質繊維断熱材を使用する場合には、県林業木材産業課へご相談ください。

3 補助額加算事項計画書

1. 使用品目	使用する品目をチェックしてください。
2. 業者名	<p>県産石材…納材業者を記入してください。</p> <p>県産漆喰…製造業者を記入してください。</p> <p>伝統工芸品…<u>指定製造者</u>を記入してください。</p> <p>※指定製造者以外が製造した場合、補助額の加算が認められない場合があります。</p> <p>※栃木県伝統工芸品一覧の指定製造者をご確認ください。</p> <p>https://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/work/shoukougyou/dentoukougei/craft.html</p>
3. 使用場所	平面図に使用場所を図示してください。
4. 使用面積	使用箇所毎に寸法、面積を <u>小数点第2位まで</u> 記入してください。

5. 設計金額	<p>県産石材は材料費（施工費は除く）を記入してください。</p> <p>県産漆喰・伝統工芸品は材料費と施工費の合計額を記入してください。</p> <p>※設計金額が <u>20万円</u>を超えないものは加算の対象外となります。</p>
---------	---

4 誓約書

記載内容（注意事項）を御確認いただき必要事項を記入または口にチェックをし、日付と氏名（共有名義で取得する場合は、共有者の連名）を記入してください。

注意事項

【補助要件に係る事項】

1 「申請者が生活の本拠として居住する」ことが要件となりますので、別荘等のセカンドハウスは対象となりません。

また、完成後には、申請者の方に速やかに入居していただきます。

2 以下の補助金と重複してとちぎ材の家づくり支援事業費補助金を申請することはできません。

- ・市町が行う民間住宅耐震建替助成事業

※申請重複を確認するため、該当の市・町に住所、氏名、建築場所等に関する情報を提供し、申請の重複状況を確認することがあります。

【三世代同居又は近居に係る事項】

三世代同居等に係る優先採択を希望される方は必要事項を記載ください。

【交付決定前着手に係る事項】

交付決定前に事業を着手される方は内容を確認いただき口にチェックをしてください。

5 案内図、配置図、各階平面図

- ・建築確認申請書に添付したものと同一ものを、A3版に縮小して添付してください。
- ・三世代同居等に係る優先採択を希望される方のうち、異なる市町で近居を予定されている方は、案内図に各世代の住所を明示し、その直線距離を記載ください。
- ・県産石材、県産漆喰、伝統工芸品の上乗せをする場合には、使用場所、寸法及び数量を平面図に記入してください。

6 建築確認済証の写し

建築確認済証のコピーを添付してください。

なお、補助金交付申請時に提出が間に合わない場合は、建築確認申請書の控え（第一面から第四面まで）のコピーを添付してください。

また、建築確認済証は必ず採択予定日前までに提出してください。

【建築場所が都市計画区域外であって、建築確認が不要である場合】

3～4の代わりに、次の書類を添付してください。

- ・案内図、配置図、各階平面図（A3版）
- ・建築基準法に基づく建築工事届出の控えのコピー
- ・その他、建築場所、構造、延べ面積等を確認できる書類

7 建設工事請負契約書の写し

- ・建築住宅の工事請負契約書のコピーを添付してください。
- ・工事名、工事場所（建築場所）、工期、完成日、検査・引渡し時期、請負代金、契約日、請負金額、注文者住所氏名、請負者住所氏名が確認できる部分のコピーを添付してください。

○建築主が工事の種類ごとに工事を分離して発注する場合（いわゆる“直営”の場合）の取扱い

- ・住宅建築に関するすべての工事請負契約書（見積書含む）を提出してください。

8 県税事務所が発行する全税目の納税証明書 ※写し可

- ・申請者の方の納税証明で、**発行日が3ヶ月以内**であるものを添付してください。
※共有名義で住宅を取得する場合は、申請者すべての納税証明が必要です。
- ・現在、県外にお住まいの方でも、**添付が必要です**。
- ・県税納税証明書交付請求書は、次により記載してください。（要点のみ記載）
 - 使用目的 「6 補助金交付申請のため」
 - 証明事項 「1 県税に未納がないこと（全税目）」
 - 提出先 「1 栃木県」
- ・証明書交付手数料 420 円／件が必要となります。
- ・詳しくは、お住まいの住所を管轄する県税事務所にお問い合わせください。

9 市町が発行する個人住民税納税証明書 ※写し可

- ・申請者の方の納税証明で、**発行日が3ヶ月以内**であるものを添付してください。
※共有名義で住宅を取得（契約）する場合は、**申請者すべての納税証明**が必要です。
- ・証明を受ける課税年度は、「取得可能な**最新年度**」としてください。
- ・現在県外にお住まいの方で、栃木県内の市町に個人住民税の納税義務がない方は、添付不要です。
※県外にお住まいの方でも、県内の市町に納税義務のある場合は証明書の添付が必要です。
- ・課税がない場合は、個人住民税の非課税証明書を添付してください。
- ・課税住所と現住所が異なる場合、転居等の事実を確認できる書類（住民票等）を提出してください。
例) 令和6年3月に埼玉県→宇都宮市に転居した場合 等
- ・証明書交付手数料が必要となります。
- ・詳しくは、お住まいの市町（又は課税している市町）の税務担当課までお問い合わせください。

10 その他必要な書類

書類の審査において、必要に応じて、伏図・断面図、現住所を確認する書類などの資料の提出をお願いする場合があります。

11 債権者登録申出書

- ・補助金の振込先を登録するため、あらかじめ振込口座等をお聞きするものです。
- ・機械による読み取りを行うため、Excel で作成し、印刷してください。
- ・共有名義の場合は、**補助金を受領する方のお名前・振込口座**を記載してください。
- ・交付決定とならない場合は、債権者として登録されません。

※記載内容（口座番号等）に誤りの無いよう、十分ご注意ください。

12 通帳の写し

- ・債権債務者登録申出書に記載した口座情報の確認がとれるもの（通帳等）の写しを提出してください。
- ・通帳がない場合は、「①銀行名②支店名（番号）③口座番号④口座名義（カタカナ）」の記載があるキャッシュカードの写真や、ネットバンキングの該当ページの印刷でも差し支えありません。

13 委任状（共有名義の場合のみ）※押印が必要です。

別添「共有名義の場合の申請書記載方法について」の例により、委任状の作成をお願いします。

☆現地確認について

上棟報告書の提出は、補助金交付決定の日以降に提出いただきます。（新築のみ）

- ・上棟報告以降に抽出で現地調査を実施します。
- ・現地調査が終了するまでは、構造材を壁材などで被覆しないようにしてください。
- ・特段の理由なく、上棟報告書が提出されないまま、構造材を壁材などで被覆した場合、交付決定を取消すことがあります。

※令和6(2024)年4月1日以前に土台（木工事）に着手（増改築は工事着手）している場合は補助金交付の対象外となります。御了承ください。

IV 書類の綴じ方

上記の順番で提出してください。（A3版は三折りにしてください。）

【問い合わせ先】

栃木県 環境森林部 林業木材産業課 木材産業担当
電話 028-623-3277 FAX 028-623-3278
E-mail:mokuzai@pref.tochigi.lg.jp
栃木県木材業協同組合連合会
電話 028-652-3687 FAX 028-652-1046